

## 学び愛広場規約

### 第1条（名称）

本団体は、学び愛広場と称する。

### 第2条（事務所）

本団体は事務所を、代表者宅に置く。

### 第3条（目的及び活動）

1. 本団体の活動は、「様々な活動を通して非認知能力を育てること」を目的とし、活動として、けん玉・楽習補助・テーマに沿った議論・スポーツ・プレゼンの作成・遊び等の活動を行うこととする。

2. 本団体の活動は、けん玉強化コースと楽習コースに分けて行う。

3. けん玉強化コースを希望する者は、日本けん玉協会和歌山県支部和歌山北教室への加入を義務とする。

4. 本団体は目的を達成するために次の活動を継続的に行う。

（1）競技としてのけん玉練習会、及び、遊びとしてのけん玉楽習

（2）各教科における学びの補助

（3）疑問を持ち、解決するための調査・議論

（4）オンラインによる学びの補助や相談への対応

（5）遊びやスポーツを通してコミュニケーション能力の育成

（6）保護者向け事業として子育て相談会

※ただし、2024年度は（1）～（4）を主として行うこととする。

5. 活動日は第2・第4土曜日の18時から21時30分を原則とするが、様々な事情により臨機応変に日程調整を図ることとする。

## 第2章 会員

### 第4条

#### (活動会員)

本団体の活動会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人及び団体とし、活動の場に参加する者をいう。

#### (賛助会員)

本団体の賛助会員は、本団体の基本理念及び目的に賛同した個人及び団体とし、ファン・サポーターとして継続的な支援を行う者をいう。

### 第5条 入会資格及び会員資格

(入会資格) 本団体の入部は男女年齢問わず可能であるが、未成年者については保護者の同意を要する。

(会員資格) 本団体へのファン・サポーターとして賛助会員に加わる条件としては、申し込み時点で成人年齢に達していることとする。

## 第3章 役員

### 第6条 (役員およびその選出)

1. 役員会において選任する。選任にあたっては、代表者の推挙する会員をその役員に据えることとする。

2. 本団体は、運営のために次の役員を置く。役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

代表者	1名
副代表者	1名
会計	1名

3. 各役員の職務は次のとおりとする。

代表者は、本団体 を代表・総括し、会議を招集し議長を務める。また、団体運営についてリーダーシップをとるとともに、具体的な活動内容を勘案する。

副代表者は、代表者を補佐し、企画・会計が適切に行われるように取り計らう。

会計は、本団体の会計を掌握する。

## 第4章 会議

### 第7条 (会議)

本団体の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

総会は1年1回とし、必要と認めるとき代表者は臨時会を招集する。

役員会は代表者が必要の都度招集し、その議長となる。会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

### 第8条

総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 活動計画および予算決定に関する事項
2. 活動報告および決算報告に関する事項
3. その他運営に関する重要な事項および資金に関する規則

### 第9条 (定足数)

本団体の総会は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。総会の欠席者については、委任状をもってそれに含める。

## 第5章 運営

### 第10条 (会費)

1. 楽習コース活動会員一人につき運営費を年会費として5000円を徴収し、会計に納入する。ただし、保護者分は徴収しない。

2. 本団体は日本けん玉協会和歌山県支部和歌山北教室と運営協力を行っている。その団体に運営費を納めているけん玉強化コース活動会員からは、1回の参加料を100円とする。ただし、年間1000円を限度とする。

3. 賛助会員から年会費を一口1000円として徴収し、これを会計に納入する。

学び愛広場

	けん玉強化コース	楽習コース	賛助会員
説明	けん玉協会和歌山県支部和歌山北教室への所属を義務とし、競技・演技の仕方を学ぶ	遊びとしてのけん玉、及び非認知能力を高めるための学びを中心とする	ファン・サポーターとして団体の継続的な支援を行う
年会費	3万円(和歌山北教室へ納入) 1回の参加費が別途100円 ただし、年間1000円を上限とする	5000円	1口:1000円

#### 第11条（役員報酬）

役員報酬は設定しないが、通信費・交通費等の事務費として運営費に支障が出ないように、月5000円を限度に会費から充てることとする。

#### 第12条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第13条（変更）

この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この規約は、令和6年4月13日から施行する。

#### （準則）

#### 第1条（本団体の資金）

各行政機関による補助金やイベント興行による謝礼金を運営費に充てる。これらの収入があった場合、会計は適宜部員にそれを明らかにする。

#### 第2条（入退会）

入退会は、本団体役員にその意を伝えることをもって行われる。

#### 第3条（退会勧告）

活動が著しく妨げられた場合、また妨げとなりうると考えられた場合、役員会の協議にかけ、必要と認めたときは代表者が退会を勧告する。その際、会員はその勧告に従わなければならない。